

南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 6月17日

南知多町長

石黒和彦

## 南知多町条例第26号

### 南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例

南知多町水道事業給水条例（平成10年南知多町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項各号列記以外の部分中「料金」を「基本料金」に改め、同項第1号中「で使用水量が5 m<sup>3</sup>以下」を削り、「基本料金の2分の1」を「1か月として算定した金額」に改め、同項第2号中「以内で使用水量が5 m<sup>3</sup>を超えるときは」を「を超えるときは」に、「1か月」を「2か月」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

##### （水道料金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の南知多町水道事業給水条例第26条第1項の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の検針に係る料金について適用する。ただし、施行日前から継続して使用している場合で、施行日以後初めての検針に係る料金については、なお従前の例による。